



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カロリング期の「貴族」イデオロギーに関する一考案：アルクインの書簡を中心に
Author(s)	木下, 憲治
Citation	西洋史論集, 9, 1-23
Issue Date	2006-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37469
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_1-23.pdf



カロリング期の「貴族」イデオロギーに関する一考察

―アルクインの書簡を中心に―

木 下 憲 治

はじめに

カロリング帝国の評価については、十九世紀とは対照的に、二十世紀後半において、その脆さと「国家」としての未熟さが強調されてきた。^①すなわち、カール大帝の時代に「中央集権的国家」が頂点を迎えたが、これは彼個人の力量に依存しており、ルイ敬虔帝の時に王家の内訌と有力者の台頭により封建化・滅亡に至ったのだと。しかし、九〇年代以降、古典学説の単なる再浮上とは異なる幾つかの視角から、カロリング帝国は、その機能の持続とヨーロッパ史における積極的な意義が主張されている。例えば、アルトホフによれば、制度的要素が乏しい中世初期国家においては、人的結合のみならず、多様な非言語コミュニケーションを含む貴族・国王間の暗黙の了解（「ルール」）が国制の要素であった。^②H・W・ゲッツは、アルトホフが発見した、このような「ルール」それ自体が、当時の意味での「国家」であったとする。^③特に示唆的なのは、ル・ジャンを中心とする歴史家集団による

論文集『カロリング期ヨーロッパにおける王権とエリート』^④である。ル・ジャンは、カロリング朝の業績は、統治手段の不足にもかかわらず、人的結合とイデオロギーを利用してヨーロッパ中のエリートを中央に結集させ、歴史的個体としての一つのヨーロッパを作り出したことであるという。

中世諸国家における人的結合の重要性は、今なお否定できないが、これは一九三〇年代の「人的結合国家」（Th・マイヤー）としての中世初期国家という定式以来、中世史研究にとって常識化している。しかし、近年の傾向は、「国家」を維持・安定化させていた要素として、人的結合と並んで、多様なイデオロギーに注目していることである。ル・ジャンらは、エリートを国王のもとへ結集させたイデオロギーとして次のようなものを再評価している。すなわち、「キリスト教帝国」という枠組み^⑤。国王は、神によつて、神の代理人として地上を秩序づけるために王位を与えられた。同時に、各身分は各身分に応じて、この国王職務に参加せねばならない。貴族は武器による「キリスト

「教帝国」実現の職務を割り当てられていた。^⑦第二に、「誠実」イデオロギー。これは家士・封臣と主君間のヘルシヤフト的關係にとどまらず、社会全体に關係していた。親族關係全体が、つまり、自然の、人工の、さらには靈的な親族關係が相互の誠実によつて規定されていた。その上、王権は、国王に対する自由人の一般的誠実宣誓を求め、^⑧全自由人が国王の代わりに身近な主人を捜し誠実關係を結ぶように要求した。^⑨このようにして、家士・封臣のみならず、カロリング期の人々は全員が誠実關係のヒエラルヒーに組み込まれていた。「誠実」の權利義務は曖昧であつたが、宗教的に基礎づけられていたので、絶対的であつたという。また、宮廷や教会會議は、人的結合の交錯点であると同時に、イデオロギーを可視化する舞台でもあつた。^⑩その上、貴族社会に連帶感を与える要素として、新たに「結婚」イデオロギーが、発見された。^⑪九世紀に、聖職者によるキリスト教的結婚と婚姻者の道徳は、カロリング朝のエリートに更に連帶感を持たせた。この結婚イデオロギーは、配偶者間の家庭生活のみならず、この拡大と移転によつて、家庭の外側との關係、さらには権力行使の分野における倫理的・実践的モデル (ethico-pratique) となつた。例えば八〇五年から八一三年の一連の勅令において、平和プログラムが、家族を表す語彙と「愛」(caritas) と調和 (concordia) という概念によつて表現されていた。これは決まり文句なのではなく、「誠実」以上に「愛」が強調され、その第一の実践場として配偶者という小宇宙が見つけられた。さらに王家内部においても、貴族と権力の關係においても政治的行動の基礎として結婚 (conjugal) イデオロギーの支柱としての「合意」

が提起された。九世紀中のイタリアのカロリング帝国では、王妃の称号として「同胞」(consors) や「王国の同胞」(consors regni) が登場した。さらにまた、影響力が過小評価されてきた文字コミュニケーション、とりわけ、歴史記述はフランク人としての共通の過去と集合的記憶をもたらし、「分国」への分解傾向がある大帝国内に一体性を与えるのに役立った。^⑫このように、カロリング帝国は、何重もの複雑なイデオロギーと人的結合によつて一体性を維持することができた。

カロリング期を含む西洋中世世界は、貴族支配の社会であつた。しかし、貴族が明瞭な法的輪郭を帯び始めるのは、中世もかなり遅くなつてからであつた。中世初期においては「貴族」の法的基準は常に学問上の争点となつてきた。^⑬しかし、ヨーロッパの貴族そのものが法制的次元ではなく、イデオロギーとの関連で考察され始めてもいる。ダガン (Duggan) は、ヨーロッパ貴族をコンスタンティヌス帝のもとで生じたキリスト教貴族の理念を保持し続けたと主張する K・F ヴェルナーとは一線を画しながらも、貴族とは「土地財産の集積と維持ではなく、自らの優越した地位を正当化し、高貴な先祖の末裔たることに基づく支配の權利を獲得するイデオロギーの創出」と述べ、西欧中世初期における貴族を法制度や特権によつてではなく「イデオロギー」との関連で理解しようと試みている。^⑭

注

(1) カロリング帝国は、カール大帝の治世末期には、統治制度の機能不全に陥り、有力者による弱者からの収奪が頻発するようになり、崩壊の兆候が現れたとされてきた。F.L. Ganshof, tr. J. Soudneimer, *The*

- Carolingians and the Frankish Monarchy. Studies in Carolingian History*, London 1971, pp.247-8, H.Fichtenau, tr. P.Munz, *The Carolingian Empire*, Tronto/Bufalo/Londo 1978, pp.178, 180-1, J・フウサル著、井上泰男訳『シヤルルマーニユの時代』（平凡社、一九七三年）二四九～六〇頁参照。また、巡察使とカロリング朝裁判制度改革の失敗に『Fichtenau, op.cit.』, p.115, P.Fouracre, *The Gaul to 814*, in: *The New Cambridge Medieval History vol. II c.700-900*, ed.R.McKitterick, Cambridge 1995, p.107 参照。
- (2) G.Althoff, *Vervandte, Freund und Getreue*, Darmstadt 1990; *idem*, *Spielregeln der Politik im Mittelalter: Kommunikation in Frieden und Fehde*, Darmstadt 1997. アルトホフの主たる研究の時代はオットー朝時代であるが、彼は政治行為が非言語コミュニケーション、儀式、象徴によって円滑化されていたことは初期中世全体に当てはまると考へつつある。Althoff, *Vervandte...*, S.185 参照。
- (3) H.W. Goetz, *Moderne Mediavistik. Stand und Perspektiven der Mittelalterforschung*, Stuttgart 1999, S.182-3; *idem*, *Europa im frühen Mittelalter 500-1050*, Stuttgart 2003, S.288.
- (4) *La royauté et les élites dans l'Europe carolingienne (du début du IX^e aux environs de 920)*, éd. R. Le Jan, Paris 1998.
- (5) アルトホフは、中世初期における人的結合として、親族、ゲノッセン、シャフトをあげ、従来よりもゲノッセン、シャフトの重要性に注目すべきだとした（Althoff, *Vervandte, Freunde et Getreue...*）。また、テレビンゲン以来の貴族の親族集団についての人物史的研究は今なお続けられている。ル・ジャン編『カロリング期の王権とエリート』においても何人かの寄稿者が、カロリング帝国周縁部（カタローニアやセプティマニア）の貴族親族集団の構造を研究し、フランク帝国中心部のそれと類似してつづきを示した。最近の成果では、R.Le Jan, *Famille et pouvoir dans le monde franc (VII^e-X^e siècle)* : *Essai d'anthropologie sociale*, Paris 2002 がある。
- (6) 「キリスト教帝国」については、山田欣吾「教会としてのフランク帝国—西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために」同『西洋中世国制史の研究—教会から国家へ』（創文社、一九九二年）、五十嵐修『地上の夢：キリスト教帝国：カール大帝のヨーロッパ』（講談社、二〇〇一年）特に一五七～一六〇、一八三～一八五頁参照。
- (7) アルクインのキリスト教帝国理念については五十嵐前掲書一五七～一六〇頁参照。
- (8) ミッタイス＝リーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説改訂版』（創文社、一九七一年）一六八頁、森義信「政治支配と人的紐帯」佐藤彰一・早川良弥編著『西欧中世史』（上）（ミネルヴァ書房、一九九五年）、一〇六頁参照。
- (9) R.Le Jan, Introduction, in: *La royauté et les élites dans l'Europe carolingienne*, ed. *idem*, Paris 1998, p.11.
- (10) ルイ敬虔帝の宮廷では、毎年、貴族からパン焼き職人や馬丁に至るまでの宮廷人に、各人の地位に応じた贈り物がなされ、階層性が可視化されていた。ノトケルス著、国原吉之助訳『カールス大帝業績録』同訳『カールス大帝伝』五五～一六三頁所収、一五七頁参照。
- (11) P.Toubert, Conclusion, in: *Royauté et les élites dans l'Europe carolingienne*, pp.519-526, pp.524-5; *idem*, L'institution du mariage chrétien, de l'Antiquité tardive à l'an Mil, in: *Settimane di studio del Centro di studi sull'alto medioevo*, XLV, Spoleto 1998, p.51.
- (12) R. McKitterick, L'idéologie politique dans l'historiographie carolingienne, in: *La royauté et les élites dans l'Europe carolingienne*, Paris 1998; E.Temp, *Zwischen stabilitas und mutatio regni. Herrschafts- und Staatsauffassungen im Umkreis Ludwigs des Frommen*, *ibid.*
- (13) 「貴族」という用語の問題は、木村尚三郎「ヨーロッパ貴族の諸類型を特集して」『歴史教育』一一一八（一九六三年）、服部良久「ドイツ中世貴族研究の一課題—貴族家門・権力構造・国制」『史学雑誌』

一〇二巻二号、石川操『西洋初期中世貴族の社会経済的基礎』（勸草書房、一九九八年）一一〇三九、一八九〇九、一〇二二、一〇二八頁参照。

- (14) K.F. Werner, Schulzwort, in: *Nobilitas: Funktion und Repräsentation des Adels in Mitteleuropa*, hrsg. v. O.G. Oexle und W. Pravcicini, Göttingen 1997; idem., *Naissance de la noblesse: L'essor des élites politiques en Europe*, Paris 1998.

- (15) *Nobles and Nobility in Medieval Europe*, ed. A.J. Duggan, Suffolk 2000. 対して、M.L. ブッシュ著、指昭博・指珠恵訳『ヨーロッパの貴族』（刀水書房、二〇〇二年）は、貴族とは個別的あるいは集団的な王権由来の特権の集積であると考えている。

一 方法論と問題設定

以上のような研究動向は、決していわゆる「ゲルマン・イデオロギー」の再来ではない。⁽¹⁾ 誤解を与えないために、イデオロギーという言葉に触れなければならない。この言葉は、一八世紀末フランスの社会哲学者ド・トラシーによる「思想科学」というほどの意味の造語である。⁽²⁾ しかし、一九世紀中の、特にマルクスとエンゲルスによる解釈が、この言葉に軽蔑的な意味を帯びさせた。彼らは、イデオロギーとは、「支配階級が、自らの利害によって規定された社会体制を正当化し、かつ、維持するための宗教、道徳、法の総体」⁽³⁾ であると主張した。マルクスとエンゲルスの主張は、二〇世紀にマルクス主義以外の社会学にも影響を与え、そこで新しい見解を生み出すのに貢献した。とりわけマンハイムは、支配階級に限らず、知識はその知識の所有者の社会的・歴史的文脈との相関関係においてしか理解されていないことを明らかに

した。この考え方は、一九四〇／五〇年代に歴史学者によって受容され始めた。⁽⁴⁾ ここでは、「イデオロギー」を分析概念として用いるために、G・デュビイが提唱するイデオロギー概念を導入しよう。

G・デュビイは、社会史研究における精神的要素の重要性を力説している。「人間社会の構成を理解し、人間社会を発展させる諸力を認識するためには、精神的現象にも同様の注意を払うことが重要である。精神的現象の作用は、経済と人口動態学的現象の作用と全く同様に決定的であるのは論をまたない。人間が自らの行動を決定するのは、彼らの現実的条件ではなく、彼らがそれらに対して描いた、忠実な反射像ではないイメージに依存しているからである」⁽⁵⁾。このように、彼にとっては、精神的要素は人間社会を理解するための決定的要因であり、人間社会を変容させる、つまり、歴史を作る要素なのである。すなわち、「社会関係の構築、そしてそれらを変容させる運動は、ある価値体系の中で作動し、人々は一般にこの価値体系が社会関係の歴史を方向付けていると考えている」⁽⁶⁾。彼は、こうした人間社会と社会の変容に対する精神的要素を理解する概念として「イデオロギー」を導入し、「所与の社会において存在と歴史的役割を与えられた（固有の論理と目的を持った）表象（イメージ、神話、場合においては理念や概念）の体系」⁽⁷⁾と定義した。

このように定義されたイデオロギーには五つの主要な特徴がある。本稿に関係する範囲で、それを挙げておこう。第一に、イデオロギーは、完全で包括的な体系として現れる。⁽⁸⁾ 例えば、中世ヨーロッパでは、社会イメージは、宇宙論や神話と密接に関係していた。第二に、イデ

オロギーは、特定の人々の利害に奉仕する傾向を持っている。⁽⁹⁾ 第三に、ある社会においてひとつのイデオロギーしか存在しないのではなく、複数のイデオロギーが、平行して存在し、力関係によつて敵対関係が決定される（「宮廷風恋愛」とキリスト教倫理）。第四に、支配階層の優位を維持するためのイデオロギーは、社会を安定化させる（例えば、騎士イデオロギー）。そして、最後に、イデオロギーは人々の行動を促進し、歴史的運動の活性化要因であるが、逆に、イデオロギーそれ自体もまた現実から影響を受け、変質しうることである。⁽¹⁰⁾

さて、いかなる史料から我々は過去のイデオロギーを再構成することができようか。一般にイデオロギーの歴史を書くことは、史料総量の不足と現在までの伝存過程におけるその変形により、困難である。記述史料は、「支配階層の利害や希望に答えるイデオロギーしか」明らかにしない。ただし、我々は、当時の貴族という支配階層のイデオロギーを明らかにしようとしているので、この点は不利ではない。また、記述史料だけでは、社会を圧倒するイデオロギーすら全体像の解明は困難である。従つて、「書かれたものによつて、決して明らかにされないものを研究するために分析の必要があるのは個人や集団の行動なのである。というのは、イデオロギーは、多かれ少なかれ、それに影響を与えているからだ」。⁽¹¹⁾ 記述史料の中でも、国王イデオロギーに関する君主鑑のようなイデオロギーそれ自体を描く史料だけでは、その再構築には不十分である。なぜなら、イデオロギーは「ある社会の人々が、それが尊重する美德とそれが非難する悪徳に対して与え、その社会の良識があるところの倫理を守り、広めるためにその社

会にとつて有益な、あらゆる言語表現」の中にある。⁽¹²⁾ したがって、我々は、イデオロギーを知るために、あらゆる宣伝文書、教訓話や、宣言書、パンフレット、説教、賛辞、墓碑銘、模範的な主人公の伝記、物語、戯曲、手紙、典礼、法令を探らねばならない。さらに我々は、記述史料以外にも視野を拡大しなければならない。なぜなら、デュビイは次のように言っている。

収獲は、文字によらない史料の方が豊富かもしれない。というのは、イデオロギーは視覚的記号の表現により、直接的で、より含蓄に富んだ表現を時に見いだすからである。紋章、衣装、装身具、徽章、身振り、祝祭や儀式の調度品（cette）や式次第（ordonnance）、さらには社会的空間が配置される方法は、確かに、世界のある理想的秩序を証言している。この社会史の特別で中心的な領域において、研究はそれ故に、象徴的なもの、記念物の構造、それらの装飾、あらゆる彫刻され、描かれたイメージが構成する一級の価値があるこの史料素材に注意を払わねばならない。⁽¹³⁾

最後に、デュビイは、イデオロギーの歴史を書く際に、生きた現実の歴史との差異に注目すべきだと言う。彼は、三つの変数、つまり、客観的条件、個人や集団の行動、個人や集団が客観的条件に対して持っているイメージの差に注意しながらイデオロギーの歴史を書くべきだ、というのである。⁽¹⁴⁾

上で述べたように、カロリング期には、国王と王国全体を包含するイデオロギーが存在したにもかかわらず、国王と支配を分かち合った貴族には、封建期の貴族に対する「騎士」イデオロギーのようなものはなかったとされた。⁽¹⁵⁾ しかし、カロリング期には聖職者が、古い国王

イデオロギーを洗練したのと同様に、貴族に対しても何らかのイデオロギー的な刻印をするはずである。⁽¹⁹⁾ それどころか、貴族支配の社会において「国家」の一体性を維持するためには、貴族イデオロギーこそが重要であると筆者には思われる。デュビイが主張するように、イデオロギーは多様な史料から再構成しなければならない。本稿ではこの作業の一環として、アルクインが貴族にあてた「俗人鑑」が分析される。⁽²⁰⁾

注

(1) ゲルマン・イデオロギーの成立については、村上淳一『ゲルマン法における自由と誠実』（東京大学出版会、一九八〇年）、クレッシェル著、石川武訳『ゲルマン法の虚像と実像』（創文社、一九八九年）参照。

(2) E. Kennedy, 'Ideology' from Destutt de Tracy to Marx, in: *Journal of the History of Ideas* 40 (1979), p.353.

(3) B. Halpern, Myth and Ideology in Modern Usage, in: *History and Theory* 1 (1960), pp.129-49, p.148 参照。

(4) R. Buks, A Conception of Ideology for Historians, in: *Journal of the History of Ideas* 10 (1949), p.183, 185.

(5) G. Duby, Histoire sociale et idéologies des sociétés, in: *Faire de l'histoire : Nouveaux problèmes*, ed. J. Le Goff / P. Nora, Paris 1974, pp.147-8.

(6) Ibid., p.148.

(7) Ibid., p.149.

(8) Ibid., p.149.

(9) Ibid., pp.149-50.

(10) Ibid., p.150.

(11) Ibid., p.151.

(12) Ibid., pp.152-4.

(13) Ibid., p.154.

(14) Ibid., p.155.

(15) Ibid., p.155.

(16) Ibid., p.157.

(17) Ibid., pp.158-61. なお、デュビイは、以上のような方法論的提言を行った後、二身分論と十字軍についてのイデオロギー的考察を行い、自ら範を示している。

(18) 少なくとも、後のドイツにあたる領域では、オットー朝以前には貴族イデオロギーはなかったとされている。E.J. Goldberg, More Devoted to the Equipment of Battle than the Splendor of Banquets: Frontier Kingship, Martial Ritual and Early Knighthood at the Court of Louis the German, in: *Vivator. Medieval and Renaissance Studies* 30 (1999), p. 44 参照。

(19) J. Hannig, *Consensus fidelium: Frühfeudale Interpretation des Verhältnisse von Königtum und Adel am Beispiel des Frankreiches*, Stuttgart 1982.

(20) 本稿の筆者は、カロリング期の貴族イデオロギーを探るために、アルクインの俗人鑑以外に、以下のものを検討するつもりである。貴族の剣帯 (cingulum militiae) と剣の意味、貴族の武器授与式 (第五五回西洋史学会大会で構想発表済)、ニタルトの『歴史』における貴族固有の行動、教令集における不品行な貴族に対する独特な贖罪の要求、ルートヴィヒ・ドイツ人王のもとにおける貴族の戦士共同体意識、貴族の教育『北大史学』四五号、二〇〇五年で発表済。

二 アルクインと対象史料

九世紀においては中世史上初めて政治的現実が生起する前に政治思想が既に作られているという事態が生じた。^①このようなカロリング・ルネサンスの最大の立役者がアルクイン（七三五頃～八〇四年）である。^②彼は、アングロサクソン諸王国の一つノーサンブリアの貴族出身で、ヨーク大司教座聖堂付属学校で学び、七六七年にはこの校長となった。カール大帝は、彼を招聘し（七八一年）、宗教、教育、文化改革の補佐をさせた。彼のカール大帝に対する影響力、彼の多彩な人脈、カロリング朝統治の基本政策の策定と宗教政策の指導、これらの理由でアルクインはカロリング王国の宗教と政治における重要人物である。^③しかも、ウルガタ聖書の校訂、数多くの著作による後世への影響―聖ミカエル大修道院長スマラグドゥスの『王道』（*Via regia*）、エルモルドゥス・ニゲルスのルイ敬虔帝宛の書簡詩、九世紀中葉のドウオダの『手引書』（*Liber manualis*）、更には一〇世紀のオットー朝ルネサンスにも―を考慮に入れば、アルクインは文化的にも重要人物である。それゆえに、彼の貴族理念に注目することは無益ではない。さらに注目すべきなのは、彼が自らの貴族理念を、貴族らに書簡を書き教示したこと、その上、アルクイン自身が書簡の保存と後世の評価を配慮していたことである。^④この点で、彼は、貴族イデオロギーのイデオログの一人と言える。

アルクインは、多数の著作を残したけれども、本稿の目的にとって注目すべき第一の著作は、彼の書簡である。彼の書簡は、代理として

書いたものを含めて、『モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ』の「書簡部」（*Epistolae*）に三百十一通が残されている。^⑤彼は、それらの手紙の一部を「説諭状」（*Litterae ammonitiorie / hortatio*）あるいは訓戒（*ammonitiones*）と呼び、各「身分」の義務を説いた。なぜなら、アルクインは、それは聖職者の義務だと考えていたからである。本稿では、貴族宛て十通と修道士に宛てられているが、王侯（*princeps*）の道徳に言及した一通が検討対象である（表参照）。

また、もう一つの注目すべき史料は、貴族の美德と悪徳について論じた『美德と悪徳についての書』（*De virtutibus et vitiis liber*）という一種の手引書である（以下『美德と悪徳』と略記）。彼は、キリスト教倫理に反する「軍事」（*res belli*）に忙殺されるブルターニュ辺境伯ヴィドー（*Wido*、在位七九九～八〇三／一三年）が、救済を得るための方法論を提示している。しかし、この史料の性格を巡っては学説対立がある。アルクインは、序文で、ヴィドーの依頼によって、この手引書を執筆したと書いた。^⑥ヴァラック（*Wallach*）は、「依頼された」というのは、自らの文章に権威を持たせるためにアルクインが好んだレトリックにすぎず、実際にはヴィドーによって依頼されたわけではないと主張する。^⑦対して、バクラク（*Bachrach*）は、ヴィドーは王宮で教育され、ラテン語を読むことができ、信仰心厚く、実際に彼が執筆を依頼したと考えている。^⑧また、他方の争点は、アルクインが、ヴィドーの官職、職務、社会的地位を念頭に置いたのか、あるいは、単なる一信者に道徳を説いたのかという問題である。マッキタリクは、アルクインは辺境伯としてのヴィドーには関心を持っておらず、キリス

ト教社会における彼の人格と位置づけに関心があると考えている。¹³⁾ かし、プロウは、アルクインはヴィドーの官職とそれに伴うキリスト教倫理との葛藤を描いていると述べ、彼の官職と関連させている。¹⁴⁾

この学説対立について筆者なりの見解は以下のようなものである。第一の点については、第三の立場を主張したい。アルクインは、自らの書簡を書き写し、保存して、後世に残そうとし、第三者の閲読を想定している (Bullough, *Alcuin*, pp.101-2 参照)。実際、彼の書簡はブルターニュから離れたフリウリ辺境伯エリックがその写本を所有し、また、ヴィドーとは特に関係があると思われないユゼス所在の貴族婦人ドウオダが閲読している。¹⁵⁾ 本稿の目的である「イデオロギー」の観点からは、実際にヴィドーが依頼したか否ではなく、他の人々、特に、後世の人々が「ブルターニュ辺境伯ヴィドーが執筆依頼をした」と認識したことが重要なものではあるまいか。彼は、典型的かつ最有力な「帝国貴族」(Reichsaristokratie) たるヴィドーネンの一員であり、しかも、彼の辺境伯という官職は、軍事的色彩が強い。実際に彼は、フランク王権に抵抗し続けたブルターニュ地方をフランク王国に併合した人でもあった。ヴァラックの説に立脚すれば、アルクインはこのような軍事的名声のある有力帝国貴族の名前を挙げることによって、自らの貴族理念を効果的に広めようとした可能性がある。すなわち、いずれの説に立つとも、イデオロギー的研究においては、人々がヴィドーの名前と貴族理念を結びつけて認識したということが重要だと思われる。後者の論点については、プロウが挙げた証拠は説得力があると思われる。すなわち、アルクインは、カール大帝のために告白書を書いた。その

とき、彼は国王としてではなく、個人としてのカールのために執筆し、そこには性的不品行の問題を詳細に挙げた。しかし、『美德と悪徳』では、そのような内容はほとんど扱われていない。それゆえに、この論文は個人としての道徳ではなく、職務に関わっているのである。ア

Nr.	書かれた年	書簡の宛先
16	793	ノーサンブリア王エゼルレッドと彼の宮廷貴族 (<i>optimates</i>)
18	793	ノーサンブリア王エゼルレッド、パトリキウスたるオスバルドゥス (<i>Osbaldu</i>)、大公 (<i>dux</i>) オスベルトゥス。
33	c.793-795	サンス伯マゲンハリウス
69	c.789-c.796?	フランキアのある大公 (<i>dux</i>) ⁽²⁵⁾ とその妻
98	796	フリウリ大公エリクス
111	796	金蔵番 (<i>arcarius</i>) メゲンフリドゥス (<i>Megenfridus</i>)
122	797	マーシア王国のパトリキウスであるオスベルトゥス ⁽²⁶⁾
224	801	伯クロデガリウス (リモージュ伯か?)
280	c.792-804	アイルランドの修道士
302	798-804	マーシアの大公アルドベルトゥス
305	c.801-804	ブルターニュ辺境伯ヴィドー ⁽²⁷⁾

※ Nr. は MGH. Epp における番号。年代はデュムラーによる推定。

ルクインは、名宛人の公的生活、彼らの社会的地位と政治的職務に固有な行動と「仕事」に関心を持っていると考えられる。¹⁵⁾

アルクインの書簡と『美德と悪徳』については、様々な角度からの多くの先行研究がある。Kleinclauszやデュケットのようなアルクインの伝記的研究において、これらの史料は当然用いられている。¹⁶⁾ 文献学的見地からは、ヴァラックが、これらを検討し、アルクインの思想の典拠を探った。¹⁷⁾ エーデルシュタインは、ある社会において「教養」(Bildung)の範囲は、当該社会の価値体系に依存しているので、カロリング期の「教養」概念を文献学と社会学の力を借りて明らかにしようとした。このとき、彼はアルクインの書簡をふさわしい史料として選んだ。¹⁸⁾ ボーンとアントンは、西洋中世の君主鑑・俗人鑑の伝統の中にこれらを位置づけている。¹⁹⁾ ハニツヒは、カロリング朝における新しい国王理念に対応する貴族理念を表現するものとしてこれらを見ている。²⁰⁾ プロウは、ヴァラックとは逆にアルクイン固有の俗人道德の存在を示唆したが、後生への影響を少なく見積もっている。²¹⁾ 我が国においては、アルクインの書簡と『美德と悪徳』に関するまとまった研究はないもののカロリング期の文化・宗教との関連で小田内隆氏、²²⁾ 岩村清太氏、²³⁾ 出崎澄夫氏が史料として用いている。

注

(1) M・ハコー、坂口・鷺見訳『デオクラシー』(創文社、一九八五年)、五〇頁。

(2) アルクインについては、A.Kleinclausz, *Alcuin* (Annales de l'Université de Lyon, série 3, Lettres, fasc. 15), Paris 1948; E.S.Duckett,

Alcuin, Friend of Charlemagne: His World and His Work, New York 1951; L. Wallach, *Alcuin and Charlemagne: Studies in Carolingian History and Literature*, New York 1959; D.A. Bullough, *Alcuin. Achievement and Reputation. Being Part of the Ford Lectures Delivered in Oxford in Hilary Term 1980*, Leiden / Boston 2004, 松川成夫「カロリング・ルネサンスとアルクイン」『中世の教育思想』(上)上智大学中世思想研究所編(東洋館出版社、一九八三年)などがあり、本節の註(23)の論文もまた参照。

(3) 彼は、カール大帝の教師であり、父であり、友人であった。Duckett, *op. cit.*, p.92 参照。また、彼はザクセン人の強制改宗を勧めるカールに対して、諫言した唯一の人物でもある。

(4) 彼の書簡の宛先は、皇帝、教皇、国王、王子・王女、大司教、司教、大修道院長、女子大修道院長、王族、司祭(Magister)、修道士、修道女、貴族、庶民に及び、カールの宮廷ではオルレアン・テオドルフ、アクイレイアのパウリヌス、アインハルトやパウルス・ディアコヌスと出会っている。

(5) カロリング朝統治の基本的綱領である『一般訓令』(Admonitio generalis)の起草に関与した。多田哲「カロリング王権と民衆教化『一般訓令』(七八九年)の成立事情を手がかりに」『西洋史学』一七八号(一九九八年)参照。

(6) 七九四年にフランクフルト教会会議でキリスト養子論を奉じる異端を論駁し、また、聖画像破壊を進めるビザンツ帝国に対して、『カールの書』を起草して、正当信仰を防衛しようとした。

(7) Bullough, *Alcuin. op. cit.*

(8) *Alcuini epistolae*, hrsg.v. E.Dümmler, in: *MGH Epp.* IV, S.1-481, 614-16.

(9) "Memor sum petitionis tuae et promissionis meae, qua me obnixae flagitasti, aliqua tuae occupationi, quam te in bellicis rebus habere novimus, exhortamenta brevi sermone conscribere, ut habebas iugiter inter manus manuales paternae admonitionis sententias, in quibus teipsam

- considerare debuisse, atque ad aeternae beatitudinis excitare studium...*"
Alcuin, *De virtutibus et vitiis*, in: *PL* 101, col.613.
- (10) L. Wallach, *Alcuin and Charlemagne: Studies in Carolingian History and Literature* [2nd ed.], New York 1968, pp. 232-234 参照。
- (11) B.S. Bachrach, *Early Carolingian Warfare. Prelude to Empire*, Philadelphia 2001, p.73.
- (12) R.McCitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms*, 789-895, London 1977, p.169
- (13) Bullough, *op. cit.*, pp.80-1, 84-5.
- (14) 岩村清太「西欧中世における家臣教育——シュオダの『鑑』を中心として」『紀要』(人文学科字編「大東文化大学」三〇四(一九九六年)「一五一頁」。
- (15) Bullough, Alcuin and Lay Virtue, pp.80-1.
- (16) A. Kleinclausz, *Alcuin*, Paris 1948; E.S. Duckett, *Alcuin, Friend of Charlemagne: His World and His Work*, New York 1951. この本は1951年に出版された。 D.A. Bullough, *Alcuin, Achievement and Reputation. Being Part of the Ford Lectures Delivered in Oxford in Hilary Term 1980*, Leiden / Boston 2004 も加えられる。
- (17) L. Wallach, *Alcuin and Charlemagne: Studies in Carolingian History and Literature*, New York 1959.
- (18) W. Edelstein, *Eruditio und sapientia. Weltbild und Erziehung in der Karolingerzeit. Untersuchungen zu Alcuins Briefen*, Freiburg 1965.
- (19) L.K. Born, *The Specula Principis of the Carolingian Renaissance*, in: *Revue belge de philologie et d'histoire* 1933; H.H. Anton, *Fürstenspiegel und Herrscherethos in der Karolingerzeit*, Bonn 1968.
- (20) J. Hannig, *Consensus fidelium: Frühfeudale Interpretation des Verhältnisse von Königium und Adel am Beispiel des Frankenreiches*, Stuttgart 1982.
- (21) D.A. Bullough, Alcuin and Lay Virtue, in: *Preaching and Society in the Middle Ages*, eds. L. Gaffuri and R. Quinio, Padua 2002.

- (22) 小田内隆「キリスト教と俗人文化」(佐藤彰一・早川良弥編『西
欧中世史(上)』ミネルヴァ書房、一九九五年)、「二二六〜二二九頁」。
- (23) 岩村清太「カロリング・ルネサンスとアルクインの自由学芸観」『紀
要』三八(社会科学編、大東文化大学)(二〇〇〇年)。
- (24) 出崎澄夫「アルクインと律法」『白百合女子大学キリスト教文化
研究論集』一(二〇〇〇年)、同「アルクインの同時代観」『白百合
女子大学キリスト教文化研究論集』五(二〇〇四年)、四五〜五九頁。
- (25) ブロウによれば、この有力者とは、七九〇/九一年に廃位されたバイ
エルン大公タッシロ三世に代わって、バイエルン統治の責任者とされたゲロ
ルドであるという。 Bullough, *Alcuin and Lay Virtue*, p.3.
- (26) ブロウは、Ne.122はOsbertではなくBroda宛であるとの見解
を示している。 Bullough, *Alcuin and Lay Virtue*, p.73
- (27) この書簡に関しては、MGH.には完全な形で収められていないので、
Migne版を用いた。

三 アルクインの国王理念

上述のように、アルクインは、国王や貴族⁽¹⁾に対して「説諭状」ある
いは「勸告状」という書簡を送っている。この文学ジャンルは、アン
トンに従えば次のように分類できる。「君主鑑は、特に王権向けに書
かれた官職に関わる倫理を示し、俗人鑑は、とりわけ、身分の高い俗
人、つまり「世俗職務者」(*saecularis militia*)に、キリスト教的な生
活方法への道を示すことが関わっている⁽²⁾。とりわけ、君主鑑研究は
内外において優れた成果があり⁽³⁾、以下では、アルクインの国王理念と
貴族理念の異同を知るために、ボーン、アントン、ハニッヒラの先行
研究に基づいて、彼の国王理念の概要を記しておく。

W・ウルマンの主張とは反して、国王イデオロギーのキリスト教化は、決してカロリング期に始まったものではなかった。それは、メロヴィング期に既に行われていた。クロウヴィスは「いとキリスト教的な王」と呼ばれ、教会会議を主催した。また、ランス大司教レミギウス（生没四四〇—五三〇年）は、彼に、キリスト教的国王として倫理を教示した。七世紀前半には国王イデオロギーの更なるキリスト教化が行われた。七世紀の『フレデガリウス年代記』はクロタール（在位五一—一六一年）の「寛大」(*patientia*)と「敬虔」(*pietas*)を称賛した。クリシ教会会議（六二六／六二七年）は、彼を『旧約聖書』のダビデ王にたとえ、国王の生活の理想は司祭の生活であるとした。このように、教会主導でメロヴィング期に国王イデオロギーのキリスト教化は既に始められていたのである。しかし、メロヴィング朝は七世紀の王権の危機において、教会的国王イデオロギーを利用することに失敗した。逆に、この教会的支配正当化のイデオロギーを積極的に利用したのは、貴族であった。とりわけ、ピピン家は、一門から三人の聖人を輩出し、キリスト教的支配イデオロギーを積極的に採用した。年代記において、貴族が初めてキリスト教的価値観の形容詞で称賛されたのは、中ピピンの子宮宰グリモアルト（在位六四〇—六六二年）であった。^⑤ こうして、ピピン家とカロリング家の君主は、異教的メロヴィング王権と対照されつつ、最初からキリスト教的な徳目によって評価されていた。^⑦ それゆえに、アルクインの国王理念は、彼の独創ではなく、古典古代やメロヴィング期、島嶼地方の国王理念を受け継いでいる。アルクインの国王理念を簡潔に表している書簡を挙げておこう。

最も卓越した人々、そして最も愛すべき息子達よ、私はあなた方だけ、これらの私の書簡によって訓戒するのではなく、^⑧ 全ての愛すべき部族の王侯 (*principes*)、様々な頭官の人々が、あるいは、教会の敬虔な聖職者、世俗の有力者が、共通の愛の観点から、あなたかあなた方の愛の忠実な子供のように、神の命令に従い、あなた方の救済を説教する者の下にあることを私は切望しています。神の言葉を黙さないことが、司祭の義務です。王侯 (*principes*) よ、謙遜に従い、勤勉に遂行することがあなた方の義務です。全ての不正を敬虔の力で根絶することが王の義務です。裁判において公正であること、同情に好意的であること——王が臣下を憐れむ程度に従って、神は王を憐れみま

す——、行いにおいて節度があること、言葉が真実であること、贈り物を惜しまないこと、協議において先見性があること。聡明で、神を畏れ、徳が気高くて称賛される助言者を持つこと。王は、他人の遺産を欲しがってはならず、貪欲であるべきではなく、力尽くで略奪する者であってはなりません。使徒は、おっしゃいました。「泥棒、強欲な者、酒におぼれる者、人を悪く言う者、人の物を奪う者は、決して神の国を受け継ぐことができません」(「一コリ」9:10)。しかし、多くの人は強奪と不正によって儲けようとしています。彼らは、過度の貪欲さのためにすぐに地上の財産を失うことも、天の財産を決して得られないことも知りません。さらに、しばしば、強奪によって、彼らは財産を失います。というのは神は抑圧される者の悲嘆をお聞き届け下さるからです。

そしてまた、王の善は部族全体の繁栄であり、軍の勝利であり、雰囲気との調和であり、子孫の祝福であり、庶民の安寧であることを、我々は読んでいます。部族全体を治めることは卓越したことなのです。つまり、治めることによって、彼は王と呼ばれます。^⑨

この手紙からわかるように、アルクインにとって、王の主要な倫理

は「正義 (justitia) と敬度 (pietas) であった。しばしば「正義」と「敬度」は、類似したキリスト教的徳と入れ替えられる場合もあった。例えば、正義と同情、公平と敬度、正義と公平、正義と公正と同情などのパターンも見られる。さらに、国王が固有の義務を果たすか否かは、宇宙論的結果をもたらす。⁽⁹⁾ 正義と敬度は明らかにキリスト教由来であるが、古代に由来する善行 (honestas)、公平 (aequitas)、優れた助言者の選出も国王の徳として受け継がれている。敬度と正義の実践として様々な具体的な徳が導かれた。すなわち、不正との戦い、公正な裁判、貧者、寡婦、孤児に対する同情さらには優れた助言者の選出。またこの書簡では言及されないが王は民の模範であらねばならなかった。⁽¹⁰⁾

注

- (1) Nr.16 ノーサンブリア王とその宮廷貴族、Nr.18 同上、Nr.30 ノーサンブリア王エセルレッド、Nr.61 マーシア王エグフリッド、Nr.101 マーシア王オッフア、Nr.108 ノーサンブリア王エアルドゥルフ、Nr.123 マーシア王コエヌルフ、Nr.119 イタリア分国王ピピン、Nr.188, 217 カール少年王。アルクインは、国王以外の王族にも同種の書簡を送っている。
- (2) H. H. Anton, *Fürstenspiegel*, S.86; id. Artikel „Fürstenspiegel“, in: *Lexikon des Mittelalters*, Bd.4, S.1041-48.
- (3) L. K. Born, *The Specula Principis of the Carolingian Renaissance*, in: *Revue belge de philologie et d'histoire* 12 (1933); H. H. Anton, *Fürstenspiegel und Herrscher Ethos in der Karolingerzeit*, Bonn 1968; J. Hanning, *Consensus fidelium: Frühfendale Interpretation des Verhältnisse von Königtum und Adel am Beispiel des Frankenreiches*, Stuttgart 1982. 我が国におおつは「君主鑑」の包括的な研究として、柴田平三郎「君主の鑑」一、二、三、四(二)、五、六、七、八『獨協法学』二五(一九八七)、二六(一九八八)、二七(一九八八)、二九(一九八九)、三〇(一九九〇)、三一(一九九〇)、三三(一九九二)、三四(一九九二)、三七(一九九三)が、まず第一に挙げられる。カロリング期に関しては、聖職者カトブルフスのカール大帝あて君主鑑を扱う、出崎澄夫「カトブルフスとその時代」『研究紀要』(白百合女子大学) 三三(一九九七)がある。また、カロリング期の俗人鑑については、岩村清太氏の二編「西欧中世における俗人教育—オルレアン・ヨナスの『俗人の教育』を中心に—」『紀要』(人文科学編、大東文化大学) 三七号(一九九九年)、「西欧中世における家臣教育—ドゥオダの『鑑』を中心に—」『紀要』(人文科学編、大東文化大学) 三四号(一九九六年)がある。
- (4) J. Canning, *A History of Medieval Political Thought 300-1450*, London/New York 1996, pp.16-27 参照。
- (5) この原因は「ハニッヒによれば、七世紀において教会官職の担い手であったローマ系セナトール貴族が死滅したこと、さらには、司教職が有力貴族によつて私物化され、国王イデオロギーを發展させる人を欠いたからであるという。
- (6) E. Ewigによれば、七／八世紀の年代記において貴族は一般に、*strenuus, effcax, utilis, elegans* などの形容詞で評価された。キリスト教的な形容詞で評価される最初の人物は、中ピピンの息子グリモアルトであった。“*Eraticque... pius, modestus, mansuetus et iustus*”, Hanning, *op. cit.*, s. 212 参照。
- (7) 七／八世紀に初めてフランクの年代記には国王を評価する際にキリスト教的用語が用いられる。王国年代記においてもカール大帝は「慈悲」あふれると国王として登場する。八世紀の他の文学作品においても、国王は、大陸と島嶼において、貧者保護者として教会の価値観で称賛されるようになった(ピサのベトルス・パウルス・ディアコヌス、アルクイン)。Anton, *Fürstenspiegel*, S. 81-2

(8) 「これらの小書簡」という複数形の表現は、アルクインがこの書簡以前に、同じ受取人に対して、似た内容の書簡を送っているからである。Nr. 16がそれに該当する。

(9) “Non solum vos, Viri clarissimi et filii carissimi, his meis ammonere litterulis. Sed et omnes dilectae gentis principes et diversarum dignitatum nomina, seu ecclesiasticae pietatis ordines seu saecularis potentie sublimates, communi caritatis intuitu, quasi alumnus vestrae dilectioni devotus, deprecor Dei diligentissime obediendi praeceptis, praedicatoribus salutis vestrae subditos esse. Illorum est, id est sacerdotum, verba Dei non tacere. Vestrum est, o princeps, humiliter obediendi, diligenter implere. Regis est omnes iniquitates pietatis suae potentia obprimere; iustum esse iniudicii, primum in misericordia—secundum quod ille miseretur subiectis, miseretur et Deus—sobrium in moribus, veridicum in verbis, largum in donis, providum in consiliis; consiliarios habere prudentes, Dum timentes, honestis moribus ornatos. Oportet eum non cupidum esse alienae hereditatis, non avarum, non violenter rapientem; dicente apostolo: ‘Neque fures, neque avari, neque rapaces regum Dei possidebunt (1. Cor. 6, 10).’ Multi vero per rapinas et iniquitates colligere gestiunt; et nesciunt, quod utrumque propter avaritiam inquam et terrena cito perdunt bona et caelestia nunquam adquirunt. Et saepe per rapinas propria amittunt; quia Deus genitum exaudivit oppressorum. Legimus quoque, quod regis bonitas totius est gentis prosperitas, victoria exercitus, aeris temperies, terrae habundantia, filiorum benedictio, sanitas plebis. Magnum est totam regere gentem. Arrendo vero rex dicitur...”, *Alcuini epistolae*, Nr. 18.

(10) Anton, *op. cit.*, S. 90; Wallach, *op. cit.*, p. 9. 国王の行為の宇宙論的結果として、R. Meens, *Politics, Mirrors of Princes and the Bible: Sins, Kings and the Well-being of the Realm*, in: *Early Medieval Europe* 7-3 (1998), pp. 345-57.

(11) Anton, *op. cit.*, S. 94. *Iustitia omnes tuos exornet actus. Esto forma honestatis omnibus te videntibus. Alcuini epistolae*, Nr. 30, S. 72; ...maxime his, qui in sublimioribus positum sunt saeculi dignitatibus, quorum conversatio bona et vitae sanctitas et ammonitio aeternae salutis verba suis subiectis praedicatio poeterit esse, *Alcuini epistolae*, Nr. 136, S. 209.

四 アルクインの貴族理念

カロリング期の貴族の地位は確かに国王と不可分であるが、中世においてはすべての身分・序列は神に由来すると考えられてきたことにも留意しなければならない。⁽¹⁾ アルクインは、貴族の地位が神に由来することを間接的ながらも確認している。ノーサンブリア王エゼルレッドと彼の高級貴族 (*princeps*) 宛の書簡においてアルクインは、以下のように述べている。

誰が、あなた方に、あなたが持っているあらゆる官職 (*honores*) を認め、誰が繁栄をもたらし、誰が安寧を許したのか、誰があらゆる点で、あなた方を敵よりも、より優れた者にしたのかを思い出しなさい。⁽²⁾

この一節における「誰が」は、明らかに「神」を意味している。ハニッヒによれば、以下の一節もまた貴族の地位的由来を意味しているという。

多くのことがあなたに起きたと私は聞きました。あなたの魂は多大な悲嘆なくしては、それに耐えられませんでした。それは単にあなたとてのみ特別な精神の苦悩であつたのではなく、あなたの全王国の苦悩でした。あなたは王国のために、あなたに神によって与えられた智慧により助言者でなければなりません。その上、悪人の不誠実のた

めに、我々の地方に災厄が起きています。それゆえに、あなたは神の援助により、優れた助言と聡明な洞察によって、何があなたただけではなく、全てのアングロサクソンの民に有益であるかを考えるべきです。^⑧

アルクインは、教皇の地位を損なわず、なおかつ、国王を聖職者とせずに、カール大帝に宗教における指導力を認める図式を考案していた。彼によれば、「世俗の至福の帝権」(*terrene felicitas imperium*)と「霊的智慧の多大さ」(*spiritualis sapientiae latitudo*)という二つの天分がカールの中で合一している。そして、この神から与えられた智慧は、あたかも聖職者のようにキリスト教徒に説教をすることを可能にする。^⑨ 国王ではない、貴族オスベルトウスもまた、この智慧を与えられているがゆえに、貴族の地位は神に由来し、しかも、国王と同様に単なる平信徒としてではなくキリスト教徒に対する指導の責務を担わされているのである。確かに、カロリング朝の王位の神授性は、国王即位式の塗油や国王称号から明らかである。しかし、少なくともアルクインは貴族の地位もまた神の秩序の中に組み込まれていると認識しており、この思想を貴族に提示したことは事実である。

アルクインは、さらに、「助言者」(*consiliarius*)と「助力者」(*adiutor*)という言葉を使って、神—国王—貴族の関係を提示する。^⑩「助言と助力」は九世紀に定着する封臣の主君に対する義務として知られている。一般にこの義務は従士的主君に対する義務に由来するとされている。しかし、ハニツヒは、タキトウス以来の「ゲルマン的」史料からは、この義務は検出されず、むしろ、聖書、教会会議決議、教父の著作など

の教会の領域から由来すると考えている。^⑪ 彼によれば、アルクインの書簡もまた九世紀の「助言と助力」という定式の成立に多大な役割を果たした。

アルクインは多くの国王宛書簡で「よき助言者を持つこと」を勧めた。この点について、先に挙げたZINNオスベルト宛書簡において既に言及したので、ここでは伯クロデガリウス宛書簡を挙げておく。

私は、あなたにとって私の説諭が負担でないことを望みます。というのは、私はあなたが神のご意志に役立ち、貧者への施し、万人に対する正義、哀れな者に対する同情、皇帝たる主人とフランク帝国にとり、救済と反映に役立つよき助言によってあなたの魂の救済に専心することを望むからです。^⑫

この他にも貴族宛の書簡で「助言」が何度も貴族の義務として言及される。^⑬ アルクインは少なくともオスベルトウスという高級貴族に対して、教養を利己的にでなく、「王国とイングランドの全部族」のために用いるように要求している。しかも、その教養の神授性を仄めかし、よき助言を通じて発揮することを促している。伯クロデガリウスもまた、皇帝とフランク帝国のために「助言」するように求められた。貴族が「助言者」であると考えたのは、アルクインだけではなかった。アクイレイア総司教パウリヌスのカール大帝宛の書簡でも、貴族には助言の義務が割り振られた。^⑭

また、アルクインが神—国王—貴族の関係を捉えるために用いたもう一つの用語が助力者(*adiutor*)であった。貴族は、国王が神に対する彼の職務を果たす際に「助力者」として現れるべきだということ

ある。彼は、この言葉を俗人貴族だけではなく彼自身を含む聖職者に對しても用いている。しかし、彼は聖俗「助力者」の任務分担を考慮しておらず、両者がともに国王のキリスト教徒の饗導という共通目標のために協力しなければならなかった。⁽¹⁸⁾

アルクインが国王に要求した二つの主要倫理は敬虔と正義であった。⁽¹⁹⁾「正義」は偽キュブリアヌスに、「敬虔」はセビリアのイシドールスに由来した。マーシア王オッファやカロリング家の王子ら宛書簡からわかるように、敬虔とは君主その人の敬虔さと教会と聖職者への配慮を、正義は臣民の饗導を意味した。⁽²⁰⁾アルクインは、イタリア分国王ピピン宛書簡で、高貴な生まれにふさわしい気品、貧者と巡礼者の保護、神を愛し、教会を顕彰し、優れた助言者を任命することを求めた。⁽²¹⁾彼は、カール少年王（生没七二二―八一）に宛てた書簡で、それに加えて同情を要求した。マーシア王オッファ宛書簡では、敬虔は慈悲として強調されている。このように、アルクインの思想における国王の徳は、「正義」と「敬虔」であって、この二つから、貧者保護や、教会顕彰など他の徳が導き出された。では、アルクインは俗人貴族に對してはいかなる倫理を要求していたのであろうか。

Nr.18（ノーサンブリア王とその貴族宛）

プリンケプスと人民の裁判官は正義と敬虔の点で人民の先頭に立つべきです。彼らは寡婦、孤児、哀れな者にとって、あたかも父であるべきです。というのは、人民のプリンケプスの公正は精神を高めることです。彼らはキリストの教会の守護者にして保護者であるべきです。その結果神の僕の祈りによって長い繁栄の内に彼らは暮らします。な

ぜなら教会はキリストの花嫁だからです。それを略奪することを企む者、それに所属するものを略奪すれば、それを神たるキリスト、つまり、聖なる彼の教会の花婿が報復します。⁽²²⁾

最も秀でた人々にして最も愛すべき息子達よ、私はあなた方だけをこれらの私の書簡によって訓戒するのではなく、全ての親愛な部族のプリンケプスや様々な顯官の有力者、あるいは、教会の敬虔な聖職者、世俗の勢力の卓越した者が、共通の愛を考慮し、あたかもあなた方の忠実な子供のように、神の命令に従い、あなた方の救済の説教者に服することを私は切望します。神の言葉を秘密にしないことが彼らの、つまり司祭の義務です。プリンケプスよ、謙虚に従い、勤勉に遂行することがあなた方の義務です。全ての罪を敬虔の自らの力で鎮圧することが王の義務なのです。⁽²³⁾

Nr.33（サンス伯マゲンハリウス宛）

しかし、あなたは裁判において公正でありなさい。同情の行為において敬虔でありなさい。彼らをすべての暴力から守ることによって、寡婦と孤児にとってあたかも父でありなさい。

Nr.111（御金蔵番メゲンフリドゥス宛）

最も忠実な宝物庫の管理人にして助言を蓄える者、献身な助力者 (advocatus) よ、男らしく (viriliter) 国王の意思を実行しなさい。助言においては心地よく、行いにおいては力強くありなさい。家 (domus) においては穏やかで、使節の職においては聡明でありなさい。貧者と哀れな者には愛情深く (caritas)、裁判においては公正、施しにおいては惜なくありなさい。⁽²⁴⁾

Nr.18では貴族が教会の保護者であることが明確に述べられている。「神の言葉を隠さないこと」が司祭の義務であるのに対して、プリンケプスやその他顯官の義務は「(神の言葉に) 謙虚に従い、忠実に実行すること」である。この一節は、国王の助言者や助力者としよりも

むしろ神から直接委託されていると感じられる。そしてまた、彼らは「寡婦、孤児、哀れな者にとつて父」であるべきだった。弱者の保護者であることは Nt. 33 や Nt. 280 から読みとれる。アルクインは、教会や弱者を守る具体的方法を明言していないが、Mt. 18 の「略奪すれば…花婿が報復する」や Nt. 33 の「暴力から守ることで」のくぐたりは、彼らの保護は「武力」による保護であることを暗示している。しかし、より重要なことは、彼は「裁判」あるいは「裁判官」(『美德と悪徳』での表現) という徳目にも言及していることである。

アルクインは、裁判の根本原理は、正義(*justitia*)と同情(*misericordia*)であると述べている。罪に対しては正義によつて判決を下すべきだが、情状酌量もしなければならぬ⁽²⁶⁾。しかし、多くの裁判官は、賄賂や被告人との関係によつてこの原理を無視している。アルクインは、賄賂によつて判決をねじ曲げる裁判官を非難している。「たいてい、貧者は不正な裁判官によつて、最も残忍な敵よりも虐待される。というのは、自分の管轄者に対する不正な裁判官よりも、よそ者に対する略奪者は貪欲ではないからだ。不公平な裁判官は敵よりもさらに悪質である。敵からは、しばしば逃亡することで逃れられる。しかし裁判官は権能ゆえに逃れられ得ない⁽²⁶⁾」。彼は、このような裁判官は死後、神の審判によつて有罪を宣告されるが、逆に「神を畏れて正しく裁く者は、神によつて天の恩典が認められるだろう⁽²⁷⁾」と言う。さらに彼は、裁判官を任命する場合「何人も愚かな高官(*princeps*)あるいは悪徳裁判官を任命してはならない⁽²⁸⁾」と裁判官の任命自体にも注文をつけている。また「裁判」という徳目は貴族宛の他の書簡においても言及されてい

る。⁽²⁹⁾

この「裁判官」という徳目は、極めて重要である。というのは、教会は古代後期において、弱者の法的な意味での保護者であったが、カロリング期の教会は、国王が、経済的、法的、物理的な意味で、自己と弱者の保護者であると主張していたからだ。逆に、カロリング諸王は自らが貧者の父であることを理解していた⁽³⁰⁾。貴族は、教会や弱者の圧迫者であると理解されてきたし、恐らくこれは事実であろう⁽³¹⁾。しかし、イデオロギーの歴史にとつて重要なことは、一般には圧迫者である貴族に対して、国王と同様に法的、物理的な意味での弱者の保護者になることをアルクインは求めていることである。貴族が、弱者の保護者たるべしという理念は、彼の他の書簡でもしばしば見られる。例えば、

プリンケプスと人々の裁判官は正義と敬虔の点で人民の先頭に立つべきです。寡婦、孤児、貧者にとつて、彼らはあたかも父であらねばなりません。というのは、プリンケプスの公正は人々を高めることであるからです。彼らはキリストの教会の守護者にして、後見人であるべきなのです⁽³²⁾。

このように、アルクインは、貴族は国王・聖職者とともに、弱者の保護者であるべきだと考えていることがわかる⁽³³⁾。また、アルクインの他にも同じ思想を持つ聖職者がいた⁽³⁴⁾。以下では、彼が貴族に要求した他の徳目を挙げよう。彼は、『美德と悪徳』と一連の貴族宛の書簡の中で、「正義」と「敬虔」から派生すると考えられる次のような徳目に言及した。智慧(*sapientia*)、信仰(*fides*)、愛(*charitas*)、希望(*spes*)、読書熱(*lectious studium*)、平和(*pax*)、同情(*misericordia*)、

寛大 (*indulgentia*)、忍従 (*patientia*)、謙遜 (*humilitas*)、自責 (*compunctio cordis*)、告白 (*confessio*)、贖罪 (*poenitentia*)、神へ向き合うことをためらわないこと (*non tardandum converti ad Deum*)、主を畏れること (*timor Domini*)、断食 (*ieiunium*)、喜捨 (*elemosyna*)、貞潔 (*castitas*)、善行の持続 (*perseverantia in bonis operibus*)⁽³⁶⁾である。これらは信仰・希望・愛という対神徳に見られるように、基本的なキリスト教道徳の範囲内にある。また、これらの美德はアルクインの君主鑑・俗人鑑にも共通してみられる徳目である。しかし、「平和」「読書の熱心さ」という項目は一般的なキリスト教道徳ではないので、この点についてアルクインの主張を掘り下げてみておこう。

「平和」は、『美德と悪徳』においては、アウグスティヌスの影響を受けて善行によってのみ維持され得た。しかし、アルクインの「平和」は、アウグスティヌスの神学的平和理念を超えて人間の内面の次元でのみ論じられるべきではなく、人々に積極的に説かれねばならない社会的・政治的次元をも備えていた。⁽³⁷⁾彼にとっては、カール大帝の統一の努力は「平和」の実現の可能性があった。その上、彼が起草した『一般訓令』をも参観すれば、彼の「平和」理念には、ゲルマン的フェーデ権の放棄までも含んでいたかも知れない。⁽³⁸⁾

「読書熱」(*lectiois studium*)の読書とは、『聖書』を熱心に読むこと (*Sanctarum lectio Scripturarum divinae*)である。神に語りかけるために音読し、神の言葉をきくために黙読をしなければならない。⁽³⁹⁾食料が肉体を養うように、聖なる物語は、内なる人間を養い、成長させるので、聖書を読むことは、精神の浄化に役立つ。その上、聖書は、人

類の救済のために書かれたので、我々が道を歩くための手引きでもある。このようにアルクインは、聖書を読む効用を説くのであるが、注目すべき点は、聖書の「音読・黙読」である。彼は、他人に読みあげさせるのではなく、⁽⁴⁰⁾貴族自らが聖書を読むことを求めており、読書が可能な貴族の存在を示唆している。

アルクインは、避けるべき「悪徳」として以下のものを挙げている。すなわち、偽証 (*falsus testis*)、嫉妬 (*invidia*)、短気 (*iracundia*)、人の称賛 (*humana laus non quaerenda*)、八つの悪徳として、傲慢 (*superbia*)、美食 (*gula*)、猥褻行為 (*fornicatio*)、貪欲 (*avaritia*)、怒り (*ira*)、不機嫌 (*acedia*)、苦惱 (*tristitia*)、虚栄心 (*cenodoxia*)⁽⁴¹⁾である。これらの悪徳は、彼の貴族・国王宛の書簡でも言及されている。⁽⁴²⁾しかし、これらはいずれも一般の信者に対しても要求された徳目と考えられ、とりわけ貴族イデオロギーとの関連で考察する必要はないだろう。

しかし、明らかに一般のキリスト教徒に対する要求とは異なる「裁判」を別とすれば、全体としては、アルクインは、キリスト教徒にごく一般的キリスト教徒としての道徳を教授したにすぎない可能性は指摘されうる。上で述べたように、プロウは、『美德と悪徳』が名宛人ヴィドーの官職と関わっていることを明らかにした。同様に、書簡が名宛人の官職と関わっているか否かについては、一三八番書簡が手がかりを与えてくれる。アルクインの書簡に表題を加えた九世紀のアルド (*Aldo*) は、この書簡に「聖職者に告白することを望まない者に対して」とだけ記しており、この書簡の名宛人が不明であった。MGHにおけるアルクイン書簡の編者デュムラーは、この書簡がゴー

ト地方（南フランスの一部）の住民に宛てられたと解している。近年ブロー（Bulough）は、この書簡には、アルクインが俗人に呼びかけるために用いる（*viri fratres*）という言葉があり、一三八番書簡は俗人と聖職者を対象とした回状（circular letter）であると推定した。⁽⁴⁵⁾我々は、このブローの解釈を支持できる。アルクインは、確かにこの書簡でもキリスト教的道徳を求めている。しかし、彼は、繰り返し、手を変え品を変え、司祭に告白をすべきことを勧告しているだけであり、「裁判」のような徳目は言うまでもなく、貧者・弱者の保護も一切求めているのである。⁽⁴⁶⁾

アルクインは、これらの徳目を高級貴族だけに求めたのであろうか。しかし、彼は、伯マゲンハリウス宛の書簡で、自らの従属者に対して、アルクインの説論の内容を指導するように促した。

そしてまた、あなたの従属者に勤勉に以下のことを命じよ。彼らが裁判において公正であるように、哀れな者達に憐れみ深くあるように、神を畏れるように、キリストの教会を称讃し、彼らの善があなたの報酬の中に一緒に数えられるためである。しばしば従属者達の罪は指導者（*vectoribus*）に課される。上位にある者が、どのように振る舞わねばならないかを勤勉に訓戒しない場合にある。彼らの善行は、彼らに熱心に神を畏れること、彼の命令に従うことを教える主人達にとつて有益である。⁽⁴⁷⁾

この一節における「従属者」は、上で（*Nr. 138*）一般住民に対しては裁判や弱者保護のような徳目を要求していないことを考えれば、伯の下僚や下級貴族ということになると思われ、アルクインは伯や宮廷

貴族のような高級貴族だけではなく、比較的広範な貴族層を包含する貴族理念を考えていたと言えよう。

カロリング時代において、教会はまだ戦争と戦士を祝福することはなかったと言われている。⁽⁴⁸⁾たとえカロリング期の帝国教会に軍役が課されているとしても、これは高位聖職者の苦悩の原因でもあった。カール大帝最晩年のアーヘン教会会議では、聖職者の軍役免除が中心的な議題となった。⁽⁴⁹⁾その上、アルクインは、一般的に平和主義者として知られている。七九六―七九七年の書簡で、彼は異教徒の武力や懲罰による強制改宗を非難した。その上、八〇一年にはカール大帝のベネヴェント大公に対する遠征を批判し、外交政策による屈服を説いた。⁽⁵⁰⁾アルクインは、征服によるキリスト教世界の拡大を称賛したことがないという。⁽⁵¹⁾しかし、彼は、七九三年のリンデイスファーンへのノルマン人の侵攻をノーサンブリアの国王と人民の不道徳に対する神罰であるとみなし、この責任はノーサンブリアにあると考え、侵攻それ自体を非難していない。彼はまた、貴族の若者は軍事教練を受けるべきだとも述べている。⁽⁵²⁾そしてまた、彼は、自分の主人の仇を討った人を称賛している。⁽⁵³⁾『美德と悪徳』では、彼は、ヴィドーが軍事に職業（*occupatio*）をもっていることは彼の救いの妨げにならないという。

俗人の立場あるいは世俗の生活の仕方の性質が、あたかもその状態においては、あなたが天の生活の門に踏み込むことができないかのよう、あなたを不安にさせるべきではないのである。それゆえに、万人に神の王国の至福が伝えられているように、全ての性、年齢、役割「の人物に」善行の功績に従って、神の王国へはいることが許されている。俗人であろうと聖職者であろうと、富者、貧者、若者、老人、奴隸、

主人であろうと、どこにも区別はない。しかし、各々は善行の功績に従って、永遠の栄誉の花輪で飾られるのである。⁽⁸⁾

このアルクインの発言からは、軍事・戦闘を称賛しないまでも、少なくとも救済の妨げにはならないこと、さらには先に触れた「武力による弱者保護」に言及しており、容認し、今後の発展に一步踏み出していることがわかるのである。

以上のように、アルクインは、貴族の地位を国王ではなく神に由来させた。貴族は、寡婦、孤児、弱者、教会の保護者であるべきであった。この保護には、有力者として当然の経済的な保護から、法的保護、武力による保護が含まれていた。貴族は、国王が神によって与えられた職務を遂行する際に、「助言者」「助力者」として現れた。⁽⁹⁾ 貴族は、あたかも国王のように、キリスト教徒の模範であるべきであり、正義と敬虔から派生する様々な徳を体現しなければならなかった。また、貴族が、このような職務を果たすことと引き換え、軍事的職務の遂行は、彼らの救済を妨げるものではなかったのである。

注

- (1) R. Le Jan, *Frankish Giving of Arms and Rituals of Power*, in: F. Theuvs, and J. L. Nelson (ed.), *Rituals of Power: From Late Antiquity to the Early Middle Ages* (The Transformations of the Roman World, v.8), Leiden / Brill 2000, p.296.
- (2) K. F. Werner, *Naissance de la nobless: L'essor des élites politiques en Europe*, Paris 1998, pp.13-17.

(3) "Recordamini, quis vobis omnes perdonavit honores quos habitis, prosperitates contulit, sanitates largitus est, omnibus vos vestris eccl*i*inimicis submi*o*res.", *Alcuini epistolae* Nr. 18, S. 49.

(4) "Multa tibi evenire audi*vi*, quae quidem sine magno dolore animus tuus non patiebat*ur*. Nec tibi solummodo specialis tribulatio mentis fuit, sed etiam totius regni tui, cui consiliarius ex sapientia tibi a Deo data esse debes; ut etiam genti nostrae maxima pro malorum hominum infelicitate incommoda acciderunt. Quapropter tibi est cum Dei adiutorio magno consilio et prident*i* provisione considerandum, quid non tibi tantummodo, sed etiam omnibus Anglorum populis prodesse possit.", *Alcuini Epistolae*, Nr.122, S.178-9.

(5) Anton, *op.cit.*, S.111-4.

(6) "qui (sci Deus) te multis honoribus usque in hunc diem perduxit. Et dum proficere possis regno populis et gentibus Anglorum sapienti consilio, nullatenus reor tibi fas esse talentum tuum terra abscondere vel lumen scientiae sub modio celare.", *Alcuini epistolae*, Nr.122, S.179.

(7) Nr.111 メゲンフリドウス宛書簡で「アルクインはメゲンフリドウスを「最も誠実な宝物庫の番人、助言提供者、献身な助力者……」tu, fidelissim*us* dispensator thesaurorum et servator consiliorum et adiutor devotus と呼びかけた。」

(8) Hannig, *op.cit.* ノーニッヨのの見解については、西川洋一（書註）「Jürgen Hannig Consensus fidelium. Frühfeudale Interpretationen des Verhältnisses von Königum und Adel am Beispiel des Frankenreiches. (Monographien zur Geschichte des Mittelalters Bd.27) (Anton Hiersmann, Stuttgart, 1982, 343S.)」『国家学会雑誌』第九八巻第五・六号（一九八五年）「四五〇〜二頁参照。

(9) "Nec tibi, deprecor, onerosum esse litterarum ammonitio mearum; quia opto te in Dei voluntate proficere et saluem operari animae tuae in elymosinis ad pauperes, et iustitia ad omnes, et misericordia ad miseros, et

- consilii bonis, quae domno imperatori et regno Francorum proficiant ad salutem et prosperitatem.*”, *Alcuini epistolae*, Nr.224, S.367.
- (10) カール大帝の金蔵番 (*arcarium regium*) メグンフリードゥスに宛てた書簡でも類例が見られる。“*Et tu, fidelissime dispensator thesaurorum et servator consiliorum et adiutor devotus, viriliter fac voluntatem illius. Esto in consilio suavis et in opere strenuus, pacificus in domo, prudens in legationibus...*”, *Alcuini epistolae*, Nr.111.
- (11) *Hannig, op.cit.*, S.233. ‘パウリヌス’は、カール大帝に対して各身分が固有の義務を果たすように勧告した。聖職者には学識 (*disciplina*)、修道士には敬虔 (*religio*)、有力者には助言 (*consilium*) の貫徹が要求された。
- (12) “*Omnesque ad eam discendam exhortati, immo praemiis honoribus sollicitare, atque ex diversis mundi partibus amatores illius vestrae bonae voluntati adiutores convocare studuistis. Inter quos me etiam...*”, *Alcuini epistolae* Nr.229.
- (13) “*Cui (sc. Karolus rex) omnis bonitas et potentia ad benefaciendum sufficit, nisi unum tantummodo propter tempora periculosa huius saeculi: quod rariores habet adiutores in opere Domini, quam necesse sit.*” *Alcuini epistolae*, Nr.111, S.161. ㊦㊧ *Hannig, op.cit.*, S.235 ㊦参照。
- (14) *H.H.Anton, Fürstenspiegel...*, S.92-93.
- (15) *Ibid.*, S.107.
- (16) *Ibid.*, S.94-95.
- (17) *Ibid.*, S.92-93.
- (18) *Ibid.*, S.94-95.
- (19) *Ibid.*, S.94-95.
- (20) *Ibid.*, S.107.
- (21) “*...princeps et iudex populi in iustitia et pietate populo praesint. Viduis, pupillis, et miseris sint quasi patres, quia aequitas principum populi est exaltatio. Ecclesiarum Christi sint defensores et tutores, ut servorum Dei*

- Orationibus longa vivant prosperitate. Ecclesia enim sponsa est Christi, et qui eam violare nititur vel rapere, quae sua sunt, vindicata in eum deus Christus, sponsus sanctae suae ecclesiae.*”, *Alcuini epistolae*, Nr. 18, s. 51.
- (22) “*Non solum vos, viri clarissimi et filii carissimi, his meis amoneo litterulis. Sed et omnes dilectae gentis principes et diversarum dignitatem nomina, seu ecclesiasticae pietatis ordines seu saecularis potentiae sublimitates, communi caritatis intuitu, quasi alumnus vestrae dilectioni devotus, deprecor Dei diligentissime oboedire preceptis, praedicatoribus salutis vestrae subditos esse. Illorum est, id est sacerdotum, verba verba Dei non tacere. Vestrum est, o principes, humiliter oboedire, diligenter implere. Regis est omnes iniquitates pietatis suae potentia opprimere.*”, *Alcuini epistolae*, Nr. 18, s. 51.
- (23) *Alcuini epistolae*, Nr.111, s. 161.
- (24) Nr.33 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿参照。“*Si quid, quod absit, contra christianae auctoritatem religionis principes agere inter vos saeculares inveniantur, ammonent eos sedula sacerdotes Christi praedicatione malas amittere consuetudines, et bonis potestatem suam ornare moribus, et ut vivant in castitate, unam habentes uxorem secundum evangelicae praeceptum auctoritatis; iustissimoque iudicio causas discernant populi, et misericordiam faciant in pauperes et miseros*”, *Alcuini epistolae*, Nr.280, S.438.
- (25) “*Omnis qui recte iudicat, stateram in manu gestat. In utroque sensu iustitiam et misericordiam portat: ut pro iustitia reddat peccatis sententiam pro misericordia peccati temperet poenam. Quaverenam vero sunt a iudice bono per aequitatem corrigenda, quaerendam per misericordiam indulgenda.*”, *Alcuin, Virtutibus et vitiis*, col. 628.
- (26) “*Pene gravius lacerantur pauperes a pravis iudicibus, quam a crudelissimis hostibus. Nullus enim praedo tam cupidus in alienis, quam iudex iniquus in suis. Periores sunt hostibus iudices iniqui. Hostes saepe*

- fuga vitantur: iudices[vero] propter potentiam effugi non possunt.*, Alcuin, *Virtutibus et vitis*, col.628-30.
- (27) “*Qui Deum timentes iuste iudicant, aeterna a Domino accepturi sunt praemia.*”, Alcuin, *Virtutibus et vitis*, col.629.
- (28) “*Nemo principum stultus vel improbus iudices ponere debet.*”, Alcuin, *Virtutibus et vitis*, col.628.
- (29) *Bona vero sunt opera, per quae ascendere in caelum possumus: caritas Dei... iustitia in iudiciis... elemosyna in pauperes... Alcuini epistolae*, Nr.18, S.50; *Dilectio proximi est ea: alteri non facere quae tibi non velis fieri ab altero. Horum duorum praeceptorum flores sunt pax patientia et humilitas, bonitas, benignitas et misericordia, iustitia iudicium, defensio miserorum, elemosina pauperum, castitas corporis...*, *ibid.*, Nr.69, S.113; 以下に本稿一五頁引用史料‘本節註(37)も参照。
- (30) R.Le Jan (éd.), *La royauté et les élites dans l’Europe carolingienne (du début du IX^e aux environs de 920)*, Paris 1998, pp.9-11. カール大帝は、息子レイに対して‘貧者の父’たように忠告しよう。
- (31) 例えば八一年の王国集会で、カールに対して有力者による貧者の苛斂誅求が報告された。司教、大修道院長、フオークト、伯やその他の役人が、彼らに土地を譲渡しない農民を、何らかの口実で有罪とし、彼らに託身せしめては生きていけなくなるまで、軍役を押しつけた。逆に、彼らに土地を譲った者は、彼らの保護下で、兵役に就かずに暮らしてゐる。H. Fichtenau, *op.cit.*, p.181 参照。
- (32) “*Similiter principes et iudices populi in iustitia et pietate populo praeint. Viduis, pupillis, et miseris sint quasi patres; quia aequitas principum populi es; quia aequitas principum populi est exaltatio. Ecclesiarum Christi sint defensores et tutores...*”, *Alcuini epistolae*, Nr.18, S.51-2.
- (33) アルクインは、ある大司教宛の書簡で次のように述べてゐる。“*Esto miseris consolator, pauperibus pater.*”, *Alcuini epistolae*, Nr.17, S.46.
- (34) L.K. Born, *The Specula Principis of the Carolingian Renaissance*, in: *Revue Belege de Philologie et d’Histoire* 12 (1933), p.591; J. Chélini, *L’aube du moyen age. Naissance de la chrétienté occidentale. La vie religieuse des laïcs dans l’Europe carolingienne (750-900)*, 2^e édition, Paris 1997.
- (35) アクイレニアのパウリヌスは、フリウリのエリックを以下の言辭で称賛した。「奉獻物の点で教会に気前が良く、貧者の父、哀れな者の助力者、彼は寡婦の最高の慰めであつた。聖職者よりも優し（*quam mitis karus sacerdotibus*）武器を取つて有力で、気品の点で繊細」*Versus Paulini de Herico duce (Poet. Carol. 1.131)*。
- (36) Alcuin, *Virtutibus et vitis*, col. 632.
- (37) “*Horum duorum praeceptorum (sc. dilectio Dei et dilectio proximi) sunt pax patientia et humilitas, bonitas, benignitas et misericordia, iustitia iudicium, defensio miserorum, elemosina pauperum, castitas corporis, orationum instantia, ieiunii assiduitas, linguae utilitas et modestia totius corporis.*”, *Alcuini epistolae*, Nr.69, S. 113.
- (38) Anton, *op.cit.*, S.100.
- (39) *Ibid.*, S.100.
- (40) “*Qui vult cum Deo semper esse, frequenter debet orare[frequenter] et legere. Nam cum oramus, ipsi cum Deo loquimur: cum vero legimus, ipsi cum Deo loquuntur.*”, Alcuin, *Virtutibus et vitis*, col. 616.
- (41) 註(15)にあるように、代読とせざるべしはなべ、本人が朗読・黙読するに依り、アルクインは意味を持たせよう。
- (42) Alcuin, *Virtutibus et vitis*, col. 630-1, 632-3.
- (43) 八悪徳に依り、傲慢 col. 630-1, 632-3, 美食 col. 633, 猥褻行爲 col. 633-4, 貪欲 col. 634, 怒 col. 634, 不機嫌 col. 635, 苦悶 col. 635, 虚栄心 col. 635-7 参照。
- (44) “*Mala itaque sunt opera: delectio carnalis, ambitio secularis, avaritia et omnis concupiscentia mala, violentia, rapina, mendacia, luxuria,*

- fornicatio, invidia, homicidia, ebrietates, commessationes, inimicitiae, superbia et peritiria...”, *Alcuini epistolae*, Nr.18, S.50.
- (45) D.A.Bullough, *Alcuin*, p.48, n.107.
- (46) *Alcuini epistolae*, Nr. 138, S. 216-220.
- (47) “Tuis quoque diligenter praecipe subiectis, ut iusti sint iudiciis, misericordes in miseros, Deum timentes, ecclesiamque Christi honorantes, ut illorum bonitas tibi in mecede computetur”, *Alcuini epistolae*, Nr.33, S.75.
- (48) J.Flori, *L'idéologie du glaive. Préhistoire de la chevalerie*, Genève 1983.
- (49) F.Prinz, *Klerus und Krieg im frühen Mittelalter. Untersuchungen zur politischen Rolle der Kirche beim Ausbau der Königsheerrschaft*, Stuttgart 1971. 森義信『西欧中世軍制史論』(原書房、一九八八年) 特に二〇九～二二六頁。
- (50) 山田欣吾「教会としてのフランク帝国—西ヨーロッパ初期中世教会の特色を理解するために」同『西洋中世国制史の研究Ⅰ 教会から国家へ』(創文社、一九九二年)。
- (51) *Alcuini epistolae*, Nr.211, S.351-2.
- (52) D.A. Bullough, Was there a Carolingian Anti-war Movement?, in: *Early Medieval Europe* 12 (2003), p.374.
- (53) *Alcuin, In Ecclesiaste*, PL. 100, col. 717.
- (54) Bullough, *op.cit.*, p.374.
- (55) “Nec te laici habitus vel conversationis secularis terreat qualitas, quasi in eo habitu vitae coelestis januas intrare non valeas. Igitur sicut omnibus aequaliter regni Dei praedicata est beatitudo, ita omni sexui, aetati, et personae aequaliter secundum meritorum dignitatem regni Dei patet introitus. Ubi non est distinctio, quis esset in saeculo laicus vel clericus, dives vel pauper, junior vel senior, servus vel dominus: sed unusquisque secundum meritum boni operis perpetua coronabitur gloria.” *Alcuin, Virginitas et vitiiis*, col.658.

- (56) アルクインは Nr.122 書簡で、貴族は「神が与えた祖国の守護者であるべきだ」との表現も用いている。...protectores stiris patrie, quam dominus Deus dedit patribus nostris., *Alcuini epistolae*, Nr.122, S.180.

結 論

さて、以上の行論で、アルクインの貴族理念が浮き彫りになってきた。彼は貴族に、キリスト教徒としての基本的な徳、軍事的職務の肯定、裁判という職務、貧者や孤児の保護者としての姿を提示した。その上、軍事的職務は、まだ圧倒的に罪障性の側面から評価されていた時代に、それは救済の妨げにはならないとアルクインは述べている。このようなアルクインが貴族に求めた徳は、「騎士」のそれと類似している。騎士研究の第一人者フロリは、「騎士」とは制度や身分ではなくイデオロギーであると考え、「騎士」倫理とは、国王倫理に由来すると考えている。⁽¹⁾ 周知のように八／九世紀には国王職務は、教会文筆家や教会会議によって道徳化された。『聖書』時代に、貧者、女性(寡婦)、孤児の保護が預言者によってイスラエル人の義務となった。キリスト教帝国とその後継国家の時代には、それは司教の義務になった。そして、カロリング期には、それは国王職務であると宣言された。この保護には、経済的・物的支援、法的支援、武力による弱者保護という側面が含まれていた。⁽²⁾ この国王の保護職務は、即位式において国王に武器が授与されることによって象徴されていた。そして、八／九世紀において、即位式のみならず様々な教会の典礼においてもまた、国王には教会の保護者としての役割が割り振られた。この中で、とりわけ国

王の戦士としての性格が強調された。王権の空洞化に伴い、典礼において一〇世紀までにはこの教会保護者と戦士としての性格は、諸侯にも移転された。一〇世紀によく教会は、弱者と教会の保護をこのような典礼で言及するようになった。しかし、これらは一般の貴族には関わりなかった。それゆえに、フロリにとっては騎士理念とはそもそもカロリング期の国王倫理ではあるが、他の貴族とは無関係であった。

しかし、我々は、少なくともアルクインの貴族理念の中に、既にある程度は「騎士」を見ることが出来る。そしてまた、彼の「騎士」を思わせる貴族理念は「キリスト教帝国」(*imperium christianum*)というアルクインの世界観に極めて良く適合している。また、我が国でよく知られたカロリング帝国の「教会」(山田欣吾)という理解に、それを接合することも容易であろう。確かに、彼の国王理念が、彼自身の独創なのではなく、『聖書』や教会会議決議や様々な古典から借用したものであるように、彼の貴族理念もまた、各要素は借用である。しかし、彼の俗人鑑の分析は、彼が様々な要素から「キリスト教帝国」とその中に位置づけられる国王理念に相応する貴族理念をすでに構築していたことを明らかにした。彼の死後、ドウオダは、息子ヴィルヘルムに貴族の神的由来、「助言者」「助力者」³としての役割、弱者の保護者としての自意識を教授したのであり、アルクインの貴族理念をあまり過小評価すべきではないと思われる。貴族イデオロギーを再構築するためには、我々は、今後俗人鑑以外にも様々な史料を探らねばならないが、少なくともアルクインの著作を探るだけでも、カロリング

時代の貴族イデオロギーは、彼らを国王のもとに結集させ、単なる平信徒以上の立場でキリスト教徒の指導者にすることを企図としていたことは確実なのである。

注

(1) J.Flori, *L'idéologie du glaive. Préhistoire de la chevalerie*, Genève 1983; *idem*, *L'essor de la chevalerie XI^e-XII^e siècles*, Genève 1986.

(2) Flori, *L'idéologie du glaive*, p.83.

(3) 「助言者・助力者」については、J.Hannig, *op.cit.*, S.227-237 参照。弱者保護については、ドウオダは例え次のように言っている。³ “Si obvis fueris pauperi et inopi, non solum verbis, sed etiam factis, adiutorium illis, ut vales, impende. Similiter et peregrinis ospitium ut tribuas libenter admono, atque etiam viduis orphanisque, nec non et pupillis minusve agentibus, sive illos quos in egestate conspexeris esse positos, manum ad opus sublevare frequens”, Dhuoda, ed. & tr. M.Thiébaux, *Handbook for Her Warrior Son: Liber manualis*, Cambridge 1998, p.150 参照。この部分では、貴族意識は感じられないが、次の一節は明確に職務を意識している。“In iudiciis legalium, sic accesseris unquam, adhibe misericordiam et mansuetudinem”, *ibid.*, p.158.